

ケアラーへの支援について

ケアラーとは、法令上の定義は無いが、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

こうしたケアラーの中には、過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、長期間にわたるケアの継続により将来への見通しが持ちづらいため、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れない、社会的に孤立に追い込まれているといった課題があり、そうした方々を社会全体で支援していくことが必要である。

特にヤングケアラーは、家族の世話や介護、看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を引き受けることで、学校に行けない、勉強など自分の時間が取れない、友人と遊べない、希望する進路に進めないなど、子どもの権利を守れないことが懸念される重大な問題となっている。

一方、ケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることや、本人自身に支援が必要であることについて自覚がないといった理由から、支援につながりづらい状況がある。

また、ケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっている。このため、ケアラーは、各種支援制度のはざまに陥りがちで、今般のコロナ禍により支援の必要性は高まっているにも関わらず、必要な支援が受けられない状況も懸念される。

国は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、本年5月に取りまとめた同プロジェクトチームの報告では、今後取り組むべき施策として①早期発見・把握 ②支援策の推進 ③社会的認知度の向上を掲げた。また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太の方針)にも、ヤングケアラーへの支援が初めて明記されたところであるが、ケアラー支援はヤングケアラーのみならず、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが必要である。

については、全世代のケアラーが社会から取り残されたり、介護等を理由に希望する人生を送れないといったことがないよう、国・都道府県・市区町村が一体となって具体的な支援を進めていく必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 法令上にケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。
- 2 被介護者に対する各種支援制度の運用に当たっては、ケアラーを一律に「介護力」とすることを前提とせず、個々の状況に応じて必要なサービスを受けられることを明確に示すこと。
- 3 ケアラーの負担に配慮し、個々の状況に応じてケアラー自身も支援を受けられるよう、必要なサービスの創設を含めた具体的な支援策を講じること。
- 4 地方自治体が行うケアラーへの支援について、年齢や属性、分野を問わず創意工夫をもって柔軟に対応できるよう、自由度の高い新たな交付金を創設するなど、十分な財政支援を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様
文部科学大臣 末松 信介 様

九都縣市首脳会議

座長 千葉県市長

神谷俊一

東京都知事

小池百合子

埼玉県知事

大野元裕

千葉県知事

熊谷俊人

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

山中竹春

川崎市市長

福田紀彦

さいたま市長

清水勇人

相模原市長

本村賢太郎